# 地域安全まちづくり審議会「第３回企画部会」次第

日時：平成 18 年８月 11 日(金)　18:30～
場所：ひょうご女性交流館 501 号会議室

## 1　開会

## 2　議事

(1)　犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針骨子案について

(2)　地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子素案について

(3)　今後のスケジュールについて

## 3　閉会

**《配布資料》**

◎　犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針骨子案　**資料１**
◎　地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子素案　・・・・・・・・・　**資料２**
◎　今後のスケジュールについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**資料３**

**《参考資料》**

○　子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針骨子案
○　犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針骨子案
○　犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針骨子案
○　地域安全まちづくり審議会第１回企画部会議事録要旨
○　地域安全まちづくり審議会第１回企画部会議事録
○　地域安全まちづくり審議会第２回企画部会議事録要旨
○　地域安全まちづくり審議会第２回企画部会議事録
○　各部局における主要施策体系について
○　地域安全まちづくり条例パンフレット

資 料１

# 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針骨子案

## 第１　通則

### １　目的

深夜営業店舗の設備、従業者の勤務体制等、防犯上配慮が必要な事項を示すことにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止が図られ、県民が安全、安心に暮らせる地域社会を形成

### ２　基本的な考え方

(1) 深夜において物品販売業その他の営業を営む者が、当該営業のために使用する店舗が対象

特に次の営業形態や設置環境にある深夜営業店舗は、強盗等の犯罪発生の危険性を考慮し、防犯体制の整備・充実について十分に配慮

ア　夜間の従業員が少人数

イ　施設出入口から現金保管場所までが比較的接近しており、多額の現金を保管

ウ　店舗が道路に面し、店舗周辺に駐車場を設置

(2) 深夜営業店舗の営業・管理者に対し、当該店舗及びその周辺における防犯上配慮が必要な事項を示すもの

(3) 何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(4) 本指針に示す項目の適用については、関係法令等との関係、管理体制の整備状況等を踏まえて検討が必要

(5) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な地域特性を有することから、指針の適用に当たっては、地域の実情や特性に応じて、特に必要な事項に重点的に取り組んだり、適宜創意工夫を加える。

(6) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

## 第２　配慮すべき事項

### １　防犯責任者

(1) 深夜営業店舗の営業・管理者は、各店舗ごとに防犯責任者を指定

(2) 防犯責任者や深夜営業店舗の経営・管理者は、次に掲げる事項に取組

①　防犯設備の点検整備

②　従業員に対する防犯指導・訓練の計画的実施

ア　防犯設備等の操作要領を習熟させ、特に採用時の指導を徹底

イ　従業員への定期的かつ反復した防犯指導

ウ　従業員の任務分担、警察への通報要領等の指導や年１回以上の防犯訓練

エ　非常時は、人命尊重と警察への迅速な通報を基本に、事態を的確に判断して

冷静沈着な対応を指導

③　１１０番通報要領の策定及び備え付け

④　警察や地域の防犯関係機関・団体等との連携及び防犯情報の交換など

## 2　防犯のための設備の設置等

(1) 深夜営業店舗の営業・管理者は、事務室、倉庫等の客の立入禁止場所の確実な施錠に努めるほか、次の防犯設備等を設置

①　店舗内

ア　防犯カメラ（死角がないように配置）

イ　店舗出入口に対する来客感応装置

ウ　カウンター周辺への防犯ベル等の警報装置

エ　防犯ミラー

オ　警備業者等への通報装置

カ　カラーボール等直ちに使用可能な防犯機材

②　店舗外

ア　防犯カメラ（駐車場等の店舗外を監視）

イ　通報装置と連動して点滅する等の構造を持つ赤色灯等の表示装置

(2) 深夜営業店舗の営業・管理者は、次のとおり店舗の構造等について配意

①　見通しの確保

ア　店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。

イ　出入口ドア、窓ガラスには、内部の見通しを妨げるようなシール、ポスター等を貼付せず、店舗外からの見通しを確保

ウ　駐車場等店舗周辺の照明設備を整備、充実

②　カウンターの位置等

ア　カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設置

イ　レジは、カウンター越しに手が届かないように配置

## 3　警戒要領

深夜営業店舗の営業・管理者、その従業員等による警戒要領は、主に次のとおり

(1) 複数人による勤務体制

(2) 不審な来店客や店舗周辺における不審車両の早期発見のほか、ヘルメット等で顔を覆ったまま入店する等、特異な行動をとる者へ声をかける等、常に店舗内外の警戒に配慮

## 4　現金管理

深夜営業店舗の営業・管理者、その従業員等による現金管理要領等は、主に次のとおり

(1) 金庫は固定式とする等、容易に持ち運びできないものとし、高額紙幣は必ずレジ

から移し替えて金庫で保管

(2) 金庫の鍵の保管・管理は、店舗の営業・管理者が実施

(3) レジ内の現金に上限を設けるとともに、使用するレジの数をできる限り少なくする。また、使用しないレジは、施錠を確実に行ない、現金を抜き取り

(4) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置

(5) 現金搬送は、複数人で実施

(6) 店舗に現金自動預払機を設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者と連携

## 5　その他

(1) 可能な限り警備業者に警備を委託し、深夜における巡回を依頼する等、店舗周辺の警戒を強化

(2) 店舗周辺において、利用者等が生命、身体又は財産に対して危害を受けている場合や危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察へ通報する等、適切な措置を講ずる。

(3) 店舗の周辺において、利用者等が長時間にわたって居座る等、近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、店舗周辺への定期的な水まき等、可能な限りその防止策を講じるとともに、迷惑行為がエスカレートする場合は警察へ通報

(4) 近隣居住者との良好な関係を保つとともに、不審者についての連絡、事件発生時の通報など協力関係を醸成

資料２

# 地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子素案について

## ○推進計画の概要

### １　目的

県民ぐるみ・地域ぐるみの活動に対する県の支援について、総合的、計画的な実施を図るための計画

### ２　計画期間

３～５年程度の中期計画とする方向で検討

### ３　計画の性格・内容

(1) 地域安全まちづくり条例第 12 条に基づき、県の支援施策をより具体化した中期の事業実施計画

(2) 施策展開にあたっての基本方針（視点）・方向性（柱立て）に加え、できるだけ数値による全体目標や個別施策目標を設定する方向で検討

**＜参考＞**

○他道府県における類似計画等策定状況　　１１道府県
（うち条例に基づくもの　６道県）

・計画期間　　５年（２県）、８年（１県）、３年（１県）、１年（１府）
期間なし（６道県）

・数値目標の設定　７府県

## 道府県における防犯関連推進計画等の策定状況

| 道府県名 | 計画等の名称 | 策定時期 | 条例根拠 | 期間設定 | 特徴・内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策 | H18.3 | ○ | なし | ○道施策の推進項目を定めたもの（Ａ４版１１頁）<br>○取組重点事項（通学路等の児童安全確保・侵入盗、車上ねらい防止）を設定 |
| 栃木県 | 安全で安心なまちづくり推進指針 | H18.3 | ○ | なし | ○県民、事業者、行政が取り組む基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版３頁） |
| 埼玉県 | 防犯のまちづくり推進計画 | H17.2 | ○ | ５年 | ○県の目標、基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版４４頁）<br>【長期目標】人口千人当たり犯罪発生件数 20%削減（16 年 25.7 件→21 年 20.5 件）<br>【重点指標】自主防犯活動に取り組む自治会等の数、地域安全マップ作成率、児童生徒を対象とした防犯教室実施率、学校における非行防止教育実施率　等 |
| 山梨県 | 安全・安心なまちづくり基本方針 | H17.8 | ○ | なし | ○県、県民、事業者が取り組む基本方向、施策を定めたもの（Ａ４版８頁）<br>※　県長期総合計画「創・甲斐プラン 21」<br>H25 年人口千人当たり犯罪発生数 11 件に削減(14 年 17.2 件) |
| 静岡県 | 防犯まちづくり行動計画 | H15.9 | | ８年 | ○県の施策、目標を定めたもの（Ａ４版１３８頁）<br>【目標】重点：県民の犯罪被害遭遇への不安感の引き下げ（80.3%→ 50%未満）<br>他に、いじめ・非行等件数、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞアクセス数、声かけ運動参加者数等 |
| 福井県 | 治安回復プログラム | H15.8 | | なし | ○県が重点的に取り組む施策、目標を定めたもの（Ａ４版３頁）<br>【目標】刑法犯認知件数を減少させ治安回復傾向の定着 |
| 愛知県 | 治安回復アクションプラン | H15.12 | | ３年 | ○県警察が当面、緊急かつ重点的に取り組む施策、目標を定めたもの（Ａ４版１２頁）<br>【基本目標】３年間で認知件数 20%削減、検挙人員 20%増加等 |
| 滋賀県 | 「なくそう犯罪」安全なまちづくり基本方針 | H15.10 | ○ | なし | ○県民、事業者の役割に言及しつつ、県施策の方向、方策を定めたもの（Ａ４版６頁）<br>※　県総合計画「滋賀ベンチマーク」<br>18 年刑法犯認知件数 25,000 件未満(14 年 32,183 件) |
| 大阪府 | 安全なまちづくり推進事業計画 | H14.4 | | １年 | ○府の目標、基本方向、施策を定めた毎年度の事業計画（Ａ４版１４頁）<br>【目標】H19 年までに、ひったくり被害ピーク時(H12 年)を半減 |
| 広島県 | 減らそう犯罪ひろしまアクションプラン | H15.10 | | なし | ○県民、事業者、県などが取り組むべき方向を定めたもの（Ａ４版４０頁）<br>【当面の目標】H17 年刑法犯認知件数 30%削減（対 H14） |
| 長崎県 | 犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画 | H17.12 | ○ | ５年 | ○行政、県民、事業者などが取り組むべき方向、目標を定めたもの（Ａ４版２８頁）<br>【目標】防犯講習会等の実施回数、生活安全ニュースによる情報提供回数<br>自主防犯活動に取り組む団体数の拡大、地域拠点支援箇所数の拡大等 |

# 地域安全まちづくり推進計画（仮称）骨子イメージ

| 構　　成 | 趣　　旨 | 記　載　す　る　内　容 | 主な論点・検討課題 |
|---|---|---|---|
| **第１　計画策定に当たって** | 計画策定の前提となる社会情勢や、これまでの取組について記載 | | |
| **１　県内の犯罪情勢等** | 本県における犯罪情勢の概略と犯罪増加の背景を分析 | (1) 県内の犯罪情勢<br>(2) 犯罪増加の背景 | |
| **２　地域における自主防犯活動の活発化** | 上記１で分析した犯罪情勢を踏まえた地域ぐるみの取組とその成果・課題を記述 | (1) 地縁団体や事業者団体等による自主防犯活動の取組事例<br>(2) 地域ぐるみの取組による成果と課題 | |
| **３　犯罪原因論から犯罪機会論へのパラダイムシフト** | 犯罪の抑止に向けた取組についての新しい考え方を解説 | (1) 犯罪原因論から犯罪機会論へ<br>(2) 欧米における犯罪機会論に基づく取組の成果 | |
| **４　地域安全まちづくり条例の制定** | 上記１～３を踏まえて制定した条例の理念及びその内容を記述 | (1) 条例制定に至った背景・基本理念<br>(2) 条例の内容 | |
| **第２　計画策定の目的等** | 計画策定の目的及び計画期間・手順を記載 | | |
| **１　目的** | 今回策定する推進計画の位置付け、計画策定の目的を記載 | (1) 推進計画の位置付け<br>(2) 推進計画がめざすもの | |
| **２　計画期間** | 計画の期間を明示 | 計画期間（平成19年度から３～５年程度） | 犯罪の質的・量的変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、短期間とするのが適当ではないか |
| **３　フォローアップ（評価・検証）** | 計画の達成に向けた進捗状況の把握、取組の評価及び見直しの手法を明確化 | (1) 計画達成に向けた施策の進行管理<br>(2) 審議会における県の施策の評価<br>(3) 評価に基づく施策の見直し | 年次報告が必要ではないか |
| **第３　施策展開の目標・方向等** | 第２で定めた計画期間内に実施する施策等の方向性、目標数値の設定、具体の施策内容につて記載 | | |
| **１　基本方針（３つの視点）** | 具体の施策を展開するに当たっての視点を基本方針として明確化 | **(1) 人の力を高める（みずから取り組む）**<br>**(2) 地域の力を高める（ともに取り組む）**<br>**(3) 活動の基盤を強める（取り組みを支える）** | 他に適当な括り方はないか |
| **２　目標設定** | 計画の達成状況の判断材料となる目標値を設定（推進計画全体の目標と個別施策毎の目標を設定） | (1) 全体目標<br>(2) 個別施策目標 | ・　この条例の性格（地域安全まちづくり活動の促進）にふさわしい目標を選定する必要がある<br>・　関係部局との調整が必要 |
| **３　施策展開の方向性** | 上記２の目標実現のために講ずべき施策の柱を明確化（条例第７条～第10条の規定に基づく県民等が行う地域安全まちづくり活動に対応した柱立て） | **(1) 活動のための総合的な支援**（条例第７条）<br>**(2) 子ども、高齢者の安全確保**（同第８条）<br>**(3) 防犯に配慮した施設管理**（同第９条）<br>**(4) 犯罪に強いまちの整備**（同第10条） | ・　条例第11条第１項各号の施策を総合的に推進する推進計画であることから、同項各号の内容に合わせた柱立ても考えられる<br>(1) 活動の基礎となる情報の提供（第１号）<br>(2) 活動に必要なノウハウの提供・助言（第２号、第３号）<br>(3) 活動の担い手の育成等（第４号、第５号）<br>(4) 活動のためのその他の支援（第６号）<br><br>・　その他の柱立ては考えられないか |

| 構　　成 | 趣　　旨 | 記　載　す　る　内　容 | 主な論点・検討課題 |
|---|---|---|---|
| **第４　施策実施計画** | 第３の２で定めた目標の達成に向けた具体の取組について、３で定めた施策の柱毎に整理（１の視点との関係についても整理） | | |
| **１　施策体系** | 施策展開の全体像が明らかになる体系表を図示 | 施策体系表 | |
| **２　施策実施内容**<br>**(1) 活動のための総合的な支援** | 活動を展開するための情報提供、活動のノウハウの提供、活動拠点の整備、活動資金の調達等を支援する取組を記載 | ※　施策例（既存のもの）<br>**【人の力を高める（みずから取り組む）】**<br>・　携帯電話を活用した防犯情報等の提供（ひょうご防犯ネット）<br>・　防犯リーダー養成講座の開催<br>**【地域の力を高める（ともに取り組む）】**<br>・　まちづくり防犯グループの結成支援<br>・　「防犯活動通信」の発行<br>**【活動の基盤を強める（取り組みを支える）】**<br>・　活動拠点づくり（県民交流広場事業）<br>・　地域づくり活動応援（パワーアップ）事業やひょうごボランタリー基金による活動助成 | ・　誰もが手軽に情報を入手できる情報伝達手段の検討<br>・　まちづくり防犯グループの相互連携・ネットワーク化の推進<br>・　後継者不足への対応、特に若者の参加促進に向けた取組の展開 |
| **(2) 子ども、高齢者の安全確保** | 子どもや高齢者自身の危機回避能力を高めるための取組、地域ぐるみで子どもの安全を確保する取組を記載 | ※　施策例（既存のもの）<br>**【人の力を高める（みずから取り組む）】**<br>・　子どもの危機回避能力向上のための防犯訓練<br>・　道徳教育実践推進アクションプラン（道徳教育実践研修）<br>・　青少年愛護条例による青少年の深夜外出抑止<br>・　消費生活相談体制の強化<br>**【地域の力を高める（ともに取り組む）】**<br>・　学童の登下校時見守り活動の推進<br>・　地域安全マップの作成<br>**【活動の基盤を強める（取り組みを支える）】**<br>・　子どもの安全確保のための活動・措置に関する指針の周知 | ・　地域で子どもの規範意識を高める取組<br>・　更生保護関係機関と学校、地域の連携強化<br>・　学童見守りを行う活動団体数の増加<br>・　学校と保護者・地域団体との連携強化 |
| **(3) 防犯に配慮した施設管理** | 防犯に配慮した住宅の管理、犯罪の起こりにくい環境づくり、事業所における防犯体制の確立などの取組を記載 | ※　施策例（既存のもの）<br>**【人の力を高める（みずから取り組む）】**<br>・　防犯性の高い住宅設備、住宅部品等の周知<br>**【地域の力を高める（ともに取り組む）】**<br>・　繁華街における有害環境の浄化活動への支援<br>**【活動の基盤を強める（取り組みを支える）】**<br>・　事業所防犯責任者の設置促進<br>・　防犯に配慮した深夜営業店舗の措置に関する指針の周知 | ・　県有施設等における防犯対策の推進<br>・　産業廃棄物等の不法投棄対策の強化<br>・　防犯カメラの適正運用に関する指針の検討 |
| **(4) 犯罪に強いまちの整備** | 犯罪の起こりにくい都市基盤の整備等の取組を記載 | ※　施策例（既存のもの）<br>**【人の力を高める（みずから取り組む）】**<br>・　自動車等の盗難を防止するための制度の普及等<br>**【地域の力を高める（ともに取り組む）】**<br>・<br>**【活動の基盤を強める（取り組みを支える）】**<br>・　スーパー防犯灯の整備<br>・　防犯に配慮した住宅、道路等の構造等に関する指針の周知 | ・　他の地域の見本となる先進的防犯推進地区の整備<br>・　防犯モデル住宅認証制度の普及 |
| **第５　参考資料** | 計画策定の参考資料、審議経過等を記載 | 条例（全文）、用語解説、審議会の概要・審議経過　　など | |

資料３

# 今後のスケジュールについて（案）

| 時期 | 地域安全まちづくり審議会 | 企画部会 | 推進計画 | 指　　針 |
|---|---|---|---|---|
| ５月 | | | | |
| | 5/26　第１回全体会（諮問） | | | |
| ６月 | | 6/20　第１回 | | 骨子素案 |
| ７月 | | 7/19　第２回 | | 骨子案 |
| ８月 | | 8/11　第３回 | 骨子素案 | |
| | | | 委員意見を踏まえ修正 | 委員意見・市町等からの意見踏まえ修正 |
| ９月<br>下旬 | 第２回全体会（中間報告） | | | 県民意見提出手続<br>策定 |
| １０月 | | ２回 | 骨子案 | |
| １１月 | | 程度 | | |
| １２月 | 第３回全体会（答申） | | 県民意見提出手続<br>策定 | |